

# コスモエネルギーホールディングス株式会社

- ・災害時には石油製品の供給に係るグループ各社で危機対策本部を設置し、社内規程に沿って速やかにBCPを発動。
- ・首都直下地震発生時、本社機能が停止した場合はコスモ石油株式会社 堺製油所及びコスモ石油マーケティング株式会社大阪オフィスに臨時危機対策本部を立ち上げ、石油製品の供給に関する本社権限を委譲。

- 「石油製品の安定供給」を業務継続目標に位置付け。
- 災害時には、コスモエネルギーホールディングス株式会社（以下CEH）、コスモ石油株式会社（以下COC）、コスモ石油マーケティング株式会社（以下COM）の東京本社に危機対策本部を設置。
- 首都直下地震発生時、本社機能が停止した場合はCOC堺製油所（大阪府堺市）、COM大阪オフィス（大阪府中央区）に、臨時危機対策本部を設置し、従業員の安否確認を含めた災害対応を実施。COC堺製油所とCOM大阪オフィスの臨時危機対策本部に石油製品の供給に関する本社権限を委譲。
- 東京本社の危機対策本部が機能を回復するまでの間、COC堺製油所とCOM大阪オフィスの臨時危機対策本部が連携して、石油製品のサプライチェーンの早期復旧を担う。
- 実効性確保のため、首都直下地震を想定し大阪で年1回訓練を実施し、関係者間の連携強化を図っている。